

あいちの人と花結び事業

高齢者福祉施設等における花育教室 実施要領

1 主旨

花の王国あいち県民運動実行委員会（以下「実行委員会」という。）が推進する「花いっぱい県民運動」の一環として、高齢者福祉施設等の社会福祉施設において、「あいちの花」を活用したフラワーアレンジメント教室等の花育教室を実施し、県産花きの需要拡大につなげる。

2 実施対象

愛知県内に事業所があり同県内において事業活動を行う高齢者福祉施設等の社会福祉施設で、専門家によるフラワーアレンジメント教室等の花育教室の開催を希望するもの。ただし、教室終了後に自主的な活動（自己負担）により、継続的な実施を検討すること。

3 実施内容等

(1) 実施事業

高齢者福祉施設等の施設利用者を対象としたフラワーアレンジメント教室や寄せ植え教室等の花育教室

(2) 事業内容

上記（1）の対象事業の実施にあたり、講師を派遣する。講師の派遣、教室で利用する花材等に係る経費の一部については、予算の範囲内で実行委員会が負担する。

ただし、1施設あたりの参加人数は30名までとし、同一施設への同一年度内の派遣は1回のみとする。

(3) 募集及び実施期間

本事業の募集期間、事業実施期間は別に定める。

4 事業の申請、実施及び報告

(1) 事業実施申請者は、希望日の1ヶ月前までに申請書（様式1）を実行委員会へ提出する。

(2) 実行委員会は、提出された申請書に基づき、派遣する講師を選定し、申請者に連絡する（様式2）。申請内容が実施要領に適合しない場合や、その他の事由により不適と判断された場合は、承認されなかった旨を申請者に通知する。

(3) 申請者は実施内容等について、派遣する講師と直接調整する。派遣講師は申請及び調整内容をもとに教室を実施する。

(4) 申請者は事業実施後、速やかに報告書（様式3）を実行委員会へ提出する。

5 その他

- (1) 実行委員会は、本事業の実施状況等をホームページ、その他メディア等で公表することができる。
- (2) この要領に関する事務処理は、実行委員会事務局（愛知県農業水産局農政部園芸農産課内）が行う。

附則

この要領は、令和4年5月30日より施行する。

この要領は、令和6年7月5日より施行する。